

## 御嵩町新庁舎等建設基本設計・実施設計業務委託 プロポーザル実施要領

### 1. 目的

御嵩町では、令和元年9月に、新庁舎等建設の基本方針となる「御嵩町新庁舎建設基本計画」を策定した。

本プロポーザルは、御嵩町新庁舎建設基本構想、御嵩町新庁舎建設基本計画をよく理解し、併せて建設予定である防災拠点施設（町民ホール）の具体的な災害時の運用及び平常時の利活用方法を効率的、現実的に設計提案し、かつ実現することができる御嵩町新庁舎等の設計業務を行うことに最も適した受注候補者を特定することを目的とする。

### 2. 業務概要

- (1) 業務名 御嵩町新庁舎等建設基本設計・実施設計業務委託
- (2) 発注者 御嵩町
- (3) 募集方式 公募型
- (4) 業務内容 御嵩町新庁舎等建設工事に係る基本設計及び実施設計業務。なお、詳細については、御嵩町新庁舎等建設基本設計・実施設計業務委託特記仕様書による。
- (5) 履行期限 契約締結の日から令和3年9月10日まで
- (6) 委託金額 224,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。  
基本設計部分については64,900,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限額とする。  
実施設計部分については159,700,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限額とする。
- (7) 建物用途 役場庁舎、防災拠点施設（町民ホール）
- (8) 予定地 御嵩町中地内
- (9) 敷地面積 約37,000㎡のうち32,000㎡程度とする。  
（庁舎用地北西約5,000㎡は保育園及び児童館用地）
- (10) 敷地条件
  - (ア) 用途地域 無指定
  - (イ) 都市計画区域 区域区分非設定
  - (ウ) 容積率 200%
  - (エ) 建ぺい率 60%
  - (オ) 防火指定 無指定（建築基準法22条区域外）

- (11) 建物規模 新庁舎延床面積 約 3,600 m<sup>2</sup>～4,700 m<sup>2</sup>  
防災拠点施設（町民ホール） 約 1,500 m<sup>2</sup>～2,000 m<sup>2</sup>
- (12) 概算事業費 30～35 億円程度（消費税及び地方消費税を含む。）  
※建築工事費、外構工事費、付帯工事費のみ。なお、建築工事費、外構工事費、付帯工事費には2年後の物価変動分を加味している。
- (13) 計画概要 御嵩町新庁舎建設基本計画のとおり。
- (14) 事業計画 基本設計：2019（令和元）年度～2020（令和2）年度  
実施設計：2020（令和2）年度～2021（令和3）年度

### 3. プロポーザル実施方針

#### (1) 審査方式

受注候補者の特定は、二段階審査方式で行う。

#### (2) 審査主体

参加申込書等及び技術提案書の審査は、御嵩町新庁舎等建設基本設計・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）において行う。

参加申込書等とは、11（1）に掲げる書類である。

#### (3) 第一次審査

参加申込書等の内容について、書類による審査、評価を行い、5者程度を選定する。

#### (4) 第二次審査

第一次審査で選定されたものから提出された技術提案書の内容について、ヒアリングを実施した上で評価を行い、受注候補者1者及び次席者1者を特定する。なお、第一次審査における審査結果（採点）は、第二次審査に持ち越さないものとする。

### 4. 実施要領等の配布

#### (1) 配布方法

御嵩町ホームページからダウンロード

<http://www.town.mitake.gifu.jp/>

#### (2) 配布期間

令和元年11月8日から令和元年12月4日

5. 事務局

岐阜県可児郡御嵩町総務部総務防災課庁舎整備係

〒505-0192 岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1

電話：0574-67-2111（代表）（内線 2210、2211）

ファクシミリ：0574-67-1999（代表）

電子メール：[tyosya@town.mitake.lg.jp](mailto:tyosya@town.mitake.lg.jp)

6. 参加資格

参加者は次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。また本プロポーザルに参加できる者の形態は単体企業又はその単体企業を代表とする共同企業体とする。

(1) 単体企業の場合

(ア)平成 30・令和元年度御嵩町競争入札参加資格者名簿に「測量設計」として登録がある者であること。

(イ)御嵩町競争入札参加資格停止措置要領及び御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく、資格停止の措置を受けていない者であること。

(ウ)地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に該当しないこと。

(エ)役員に次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。

① 破産者で復権を得ない者

② 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

(オ)次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。

① 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、御嵩町が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

② 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされてい

る者を除く。)

- ③ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

(カ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

(キ) 建築士法第 10 条第 1 項に規定する懲戒の処分を受けていない者であること。

(ク) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(ケ) 平成 21 年 4 月以降に日本国内の新築工事で延床面積 3,000 m<sup>2</sup> 以上の同種施設又は類似施設の設計業務（※）の基本設計 1 件及び実施設計 1 件を元請で受注した実績を有すること。

※同種施設の設計業務とは、国又は地方公共団体の庁舎の新築設計業務とし、類似施設の設計業務とは、平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添二の建築物の類型のうち、「四 業務施設」の第 2 類に分類される建築物の新築設計業務とする。

(コ) 平成 21 年 4 月以降に日本国内の新築工事で国又は地方公共団体が発注した延床面積 1,500 m<sup>2</sup> 以上の「木造」又は「木造を含む混構造」である公共施設（倉庫、車庫等を除く。）の設計業務の基本設計 1 件及び実施設計 1 件を元請で受注した実績を有すること。（木造を含む混構造とした建築物のうち、エキスパンションジョイント等により構造上別棟扱いとされる構造計画を採用する場合は、木造部分のみの延床面積を該当部分とする。）

(サ) 過去において日本国内の新築工事で、国又は地方公共団体が発注した、文化・交流・公益施設（座席数 400 席以上の固定席又は可動席）の設計業務の基本設計 1 件及び実施設計 1 件を元請で受注した実績を有すること。

※文化・交流・公益施設は、平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添二の建築物の類型の「十二 文化・交流・公益施設」とする。

※（ケ）、（コ）及び（サ）については、国又は地方公共団体発注の PFI 事業を含む。

※（ケ）、（コ）及び（サ）の実績については、基本設計のみ又は実施設計のみの実績でも業務実績調書への記載は可能だが、参加資格としては、基本設計、実施設計それぞれ 1 件ずつの受注実績を必要とする。

※（ケ）及び（コ）の要件を 1 つの実績が満たす場合も、参加資格は満たしていると判断するが、業務実績調書には重複して記載できないものとする。

## （2）共同企業体の場合

（ア）設計共同企業体の構成員数は 2 者又は 3 者であること。

（イ）6（1）（ケ）、（コ）及び（サ）の受注実績は、構成員のいずれかが有すること。

（ウ）構成員のすべてが 6（1）の（ア）から（ク）までの資格を満たす者であること。

（エ）代表者は、出資割合が最大であること。

（オ）各構成員の出資比率は、構成員の数が 2 者である場合にあつては 30%以上、3 者である場合にあつては 20%以上であること。

（カ）構成員は、他の構成員及び他の参加者の協力事業所を兼ねていないこと。

## 7. 参加の条件

参加者は本要領「6. 参加資格」の要件を満たしていることのほか、次に掲げる条件を全て満たすこと。

### （1）配置予定技術者等の条件

（ア）管理技術者、建築（総合）担当主任技術者、建築（構造）担当主任技術者、電気設備担当主任技術者及び機械設備担当主任技術者は、それぞれ 1 名ずつ配置することとし、これらは兼任することはできない。

（イ）管理技術者は、一級建築士であること。

(ウ)管理技術者及び建築（総合）担当主任技術者は、参加者の組織に所属していること。

(エ)配置予定技術者は、参加申込書等の受付日以前に、参加者の組織又は協力事務所と直接的かつ恒常的に3カ月以上の雇用関係を有していること。

(2) 分担業務分野の再委託

(ア)主たる分担業務分野（建築（総合））を除き、再委託することができる。

(イ)構造分野の再委託先は、建築士法における構造設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属していること。ただし、参加者の組織に構造設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属している場合は、この限りでない。

(ウ)設備分野の再委託先は、建築士法における設備設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属していること。ただし、参加者の組織に設備設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属している場合はこの限りでない。

8. 参加に対する制限

(1) 当該参加者における協力事務所は、他の参加者又は他の参加者の協力事務所としての重複参加をすることはできない。

(2) 参加者が提出できる参加申込書等及び技術提案書は、それぞれ1点のみとする。

(3) 提出された参加申込書等及び技術提案書の差替え、追加及び削除等は一切認めない。

9. 実施スケジュール

	実施内容	実施期間
第一次審査	実施要領等の配布	令和元年11月8日(金)から 令和元年12月4日(水)まで
	参加申込書等に関する 質問書受付期間	令和元年11月8日(金)から 令和元年11月18日(月)まで
	質問書に対する回答	令和元年11月25日(月)
	参加申込書等の提出期限	令和元年12月4日(水)
	第一次審査	令和元年12月9日(月)
	第一次審査結果通知	令和元年12月12日(木)
第二次審査	技術提案書に関する 質問書受付期間	令和元年12月12日(木)から 令和元年12月26日(木)まで
	質問書に対する回答	令和2年1月10日(金)
	技術提案書の提出期限	令和2年1月31日(金)
	第二次審査	令和2年2月上旬
	第二次審査結果公表・通知	令和2年2月中旬

10. 評価委員会

評価委員会は、町職員及び学識経験者で構成する。

11. 参加申込書等の作成及び提出

(1) 提出書類

次に掲げる書類を各必要部数提出すること。

提出書類	様式等	提出部数
ア 参加申込書	様式1-1 (単体企業の場合) 様式1-2～1-4 (共同企業体の場合)	各1部
イ 技術職員調書	様式2	10部 ※様式2から6 をホチキス等で 留め(左上1箇所 )提出すること
ウ 業務実績調書	様式3-1～3-3	
エ 配置予定技術者調書(管理技術者)	様式4	
オ 配置予定技術者調書(主任技術者)	様式5-1～5-4	
カ 協力事務所調書	様式6	各1部
添付資料 ・保有資格を証するものの写し ・健康保険被保険者証等雇用関係が確認 できるものの写し ・各様式備考欄に記載する資料		

(2) 提出方法

(ア) 提出期間

令和元年11月8日(金)午前8時30分から

令和元年12月4日(水)午後5時15分まで

持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。

(イ) 提出先

本要領5に掲げる事務局

(ウ) 提出方法

持参又は郵送とし、郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内必着とする。

(3) 参加申込書等に関する質問の受付及び回答

参加申込書等の作成及び提出に関する事項に限るものとし、次の

とおりとする。

(ア)提出期限

令和元年 11 月 18 日（月）午後 5 時 15 分まで（必着）

(イ)提出先

本要領 5 に掲げる事務局

(ウ)提出書式

質問書（参加申込書）（様式 7）

(エ)提出方法

電子メールによる提出とし、電子メールの件名は「御嵩町新庁舎等建設基本設計・実施設計業務委託プロポーザル質問書」として、送信すること。

(オ)質問に対する回答方法

質問に対する回答は、質問回答書として一括して、令和元年 11 月 25 日（月）午後 5 時 15 分までに、町ホームページに掲載する。なお、質問の回答内容は、本要領の追加又は修正とみなす。

## 12. 技術提案書の作成及び提出

### (1) 提出書類

技術提案書の提出者は、第一次審査で選定された者とし、次に掲げる書類を各必要部数提出すること。

提出書類	様式等	提出部数等
ア 技術提案提出書	様式 9	1 部
イ 業務実施方針	様式自由。ただし、A3サイズ横長片面で 1 枚	10 部（企業名無し） 1 部（企業名有り） ※イとウをホチキス等で留め（左上箇所）提出すること ※カラー印刷とすること
ウ テーマ別技術提案書	様式自由。ただし、テーマ毎に A3サイズ横長片面で 1 枚	
エ 業務参考見積書	様式自由。ただし、A4 サイズ	1 部

### (2) 業務実施方針

業務の実施方針として、取組方針、実施体制、工程計画及び業務推進にあたっての配慮すべき事項等について記載すること。

### (3) 技術提案を求めるテーマ

技術提案書は、原則として以下のテーマについて文章で簡潔に記載（文字の大きさは 10.5 ポイント以上）することとし、作成に当たっては、御嵩町新庁舎建設基本計画のほか、本町の地域特性や周辺環境との調和等を十分考慮したうえで検討、提案すること。なお、文章を補完するために必要な視覚的表現については、最小限の範囲とし、具体的な設計又はこれに類するものに基づいた表現としないこと。また、提出者を特定することが可能となる記述は避けること。

#### 【テーマ 1】「安心・安全な庁舎等について」

安心・安全な防災拠点としての役割を果たせる庁舎実現のための建築計画、構造計画、建築設備計画に関する考え方について防災拠点施設（町民ホール）と庁舎の連携を含め提案すること。

#### 【テーマ 2】「効率的な庁舎等について」

ライフサイクルコストの縮減を図りつつ、メンテナンスにも配慮した庁舎等の建築計画、構造計画、建築設備計画に関する考え方について提案すること。

#### 【テーマ 3】「環境モデル都市にふさわしい庁舎等について」

環境負荷縮減の手法、省エネルギー技術の採用や地域産材を利用した庁舎等の建築計画、構造計画、建築設備計画に関する考え方について提案すること。

#### 【テーマ 4】「誰もが利用しやすい庁舎等について」

地域特性や周辺環境、まちづくりの活性化等に配慮し、町民に親しまれる利用しやすい庁舎等実現のための建築計画及び敷地利用計画に関する考え方について提案すること。

#### 【テーマ 5】「その他、独自テーマについて」

上記 4 つのテーマ以外に独自提案として基本計画等趣旨や、これまでの実績、経験等を踏まえ、本町の新庁舎等建設に必要となるテーマに関する考え方について提案すること。

### (4) 業務参考見積書

業務参考見積書は、庁舎、ホールごとの基本設計・実施設計業務の合計額及びその内訳額を記載すること。なお、消費税及び地方消

費税を含む額とすること。

(5) 提出方法

(ア) 提出期間

令和元年12月12日（木）午前8時30分から

令和2年1月31日（金）午後5時15分まで

持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。

(イ) 提出先

本要領5に掲げる事務局

(ウ) 提出方法

持参又は郵送とし、郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし提出期間内必着とする。

(6) 技術提案書に関する質問の受付及び回答

(ア) 技術提案書の作成及び提出に関する事項に限るものとし、次のとおりとする。なお、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けない。

(イ) 提出期限

令和元年12月26日（木）午後5時15分まで（必着）

(ウ) 提出先

本要領5に掲げる事務局

(エ) 提出書式

質問書（技術提案提出書）（様式8）

(オ) 提出方法

電子メールによる提出とし、電子メールの件名は「御嵩町新庁舎等建設基本設計・実施設計業務委託プロポーザル質問書」として、送信すること。

(カ) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、質問回答書として一括してとりまとめ、令和2年1月10日（金）午後5時15分までに、町ホームページに掲載する。なお、質問の回答内容は、本要領の追加又は修正とみなす。

### 13. 審査及び評価

#### (1) 評価委員会の設置

受注候補者の特定にあたっては、別に定める「御嵩町新庁舎等建設基本設計・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル評価委員会設置要領」に基づき設置する評価委員会において審査及び評価を行う。なお、本プロポーザルにおける参加者（参加申込者又は技術提案者）が1者のみであっても審査及び評価を行い、特定の可否を決定する。

#### (2) 第一次審査

##### (ア) 審査方法

評価委員会において、参加申込書等の書類審査を行い、技術提案書の提出を要請する者を5者程度選定する。なお、書類審査において5位、6位が同点となった場合など5者に限定するのが適当でないと判断される場合は、第二次審査対象者の数を評価委員の協議により変更することができるものとする。

##### (イ) 実施日

令和元年12月9日（月）

##### (ウ) 結果の通知

第一次審査で選定された者に対しては、技術提案書提出要請書を書面にて郵送で通知する。

第一次審査の結果、選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面にて郵送で通知する。

#### (3) 第二次審査

##### (ア) 審査方法

第一次審査で選定された者によるプレゼンテーション並びに評価委員会によるヒアリング、審査及び評価を行い、受注候補者1者及び次席者1者を特定する。ヒアリングは1者につき40分（説明20分、質疑20分）とする。なお、第一次審査における審査結果（採点）は、第二次審査に持ち越さないものとする。

##### (イ) 実施日

令和2年2月上旬

##### (ウ) プレゼンテーション・ヒアリング時の留意事項

説明者は当該業務に対し配置予定となる管理技術者1名及び主任技術者4名の計5名以内の出席とし、原則として代理出席及び指定された者以外の者の出席は認めない。

説明に際しては、提出した技術提案書のみを用いた内容説明と

し、拡大パネル（A1 版）又はパワーポイント等によるプロジェクターを使用しての説明とすること。なお、追加資料や模型等の使用は認めない（部分拡大可）こととし、その他詳細については、別途通知する。

(エ)結果の通知

第二次審査で受注候補者及び次席者に特定された者に対しては、書面にて郵送で通知する。第二次審査の結果、受注候補者又は次席者に特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面にて郵送で通知する。

(4) 評価項目等

審査における評価項目、評価基準の概要及び配点は、次表に掲げるとおりとする。

	評価項目		評価基準の概要	配点
第一次審査	事務所の評価	技術職員数	事務所の技術職員数、有資格者数、同種・類似業務の実績及び木造公共施設の設計実績等について評価する。	91
		有資格者数		
		同種・類似業務実績等		
第一次審査	配置技術者の評価	配置技術者の保有資格	管理技術者及び各主任担当技術者の保有資格、同種・類似業務実績、木造公共施設の業務実績、経験年数について評価する。	191
		配置技術者の同種・類似業務実績等		
		経験年数		
第二次審査	業務実施方針	業務理解度、取組方針、実施体制、工程計画、配慮事項等	業務の理解度、取組方針、実施体制、工程計画、配慮事項等の的確性等について評価する。	20
	技術提案書	テーマ1	提案内容の的確性、独創性、実現性について評価する。	100
		テーマ2		
		テーマ3		
		テーマ4		
		テーマ5		
業務参考見積書	見積金額	見積金額の経済性について評価する。	5	

#### 14. 業務委託契約に関する事項

##### (1) 契約の締結

町は、本要領 13 (3) アにより受注候補者として特定された者と契約締結の交渉を行う。なお、契約交渉が不調となった場合又は参加資格要件等を満たさないと認められた場合は、次席者として特定された者と契約交渉を行うものとする。

##### (2) 業務委託の仕様及び実施条件

(ア)本業務委託の仕様については、特記仕様書に定めるほか、技術提案書に記載された内容を尊重し、発注者と受注者の協議の上定めるものとする。

(イ)業務の一部再委託は、本要領 7 (2) の条件を満たす範囲で、様式 6 (協力事務所調書) にその旨の記載がある場合に限り認めるものとする。

(ウ)様式 4 及び 5 (配置予定技術者調書) に記載した配置予定技術者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

##### (3) 業務内容及び留意事項

(ア)本業務の実施にあたっては、町と十分協議して進めるものとする。

(イ)町では、新庁舎の建設にあたり、オフィス環境整備支援業務 (仮称)、御嵩町新庁舎等情報システム構築設計業務、御嵩町新庁舎等建設基盤詳細設計業務 (仮称) 及びその他必要となる業務を別途委託する予定であり、設計業務の実施過程においては、当該業務の受注者との作業調整及び協議を行いながら、設計業務を実施すること。また、建設予定地における地質調査 (ボーリング調査等) も今後実施する予定であるため、調査完了後、結果を提供するものとする。

#### 15. 参加者の失格等

参加者が次のいずれかに該当する場合には、提出された参加申込書等及び技術提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

(1) 提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

(4) 本要領 2 (6) に示す委託金額を超えた場合

- (5) 本要領6に示す参加資格要件を欠くことになった場合
- (6) プレゼンテーション・ヒアリング時に、指定された者以外の者が出席した場合
- (7) 設計案を提出した場合
- (8) 評価委員会の委員に直接又は間接に連絡を求めた場合
- (9) その他本要領に違反するなど評価委員会が不適合と認めた場合

16. その他

- (1) 本プロポーザルへの参加等に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。
- (4) 提出された書類等は、返却しない。
- (5) 提出資料の著作権は、提出者に帰属するものとし、提出者に無断で使用しないものとする。ただし、町は本プロポーザル手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提出資料の複製、記録及び保存を行い使用できるものとする。
- (6) 受注候補者として特定された者が提出した技術提案書については、その内容を公開することができるものとする。
- (7) 町は、提出された資料について、御嵩町情報公開条例（平成8年御嵩町条例第2号）の規定に基づく請求により、第三者に開示することができるものとする。ただし、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報等については、非公開とする場合がある。
- (8) 参加申込書提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式10）を提出するものとする。
- (9) 本業務の受注者（本業務遂行に当たっての協力者を含む。）は、本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。
- (10) 本業務の受注者（本業務遂行に当たっての協力者を含む。）と建設業者との間に次に掲げる事実が認められる場合は、当該建設業者は本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。

- ①一方が他方に出資していること。
- ②一方の代表取締役が他方の取締役を兼ねていること。